

大河原町役場庁舎町民ミニギャラリー利用要綱

(趣旨)

第1条 町民の文化芸術活動を推進するため、作品の展示をする場の提供について大河原町庁舎管理規則(昭和59年規則第16号)に定めるもののほか、大河原町役場庁舎町民ミニギャラリー(以下「ミニギャラリー」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 ミニギャラリーに作品を展示できる者(以下「利用者」という。)は、町民、町内の事務所事業所及び学校等に通勤通学している者並びに町内でサークル活動をしている団体等とする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

(展示作品等)

第3条 ミニギャラリーに展示できる作品等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 絵画、写真、書道、俳句、和歌等の自作の作品であって、別表の貸し出しをするパネルに架けられるものとする
- (2) 手芸、陶芸、レザークラフト、模型等の自作の作品であって、別表の貸し出しをする机又はショーケースに展示できるものとする
- (3) 作品展示を表示する看板等

(展示対象外)

第4条 ミニギャラリーに展示できない作品等は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当すると認められるものとする。

- (1) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 自己の営業の拡大を目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有するもの
- (4) その他、大河原町広告掲載実施詳細基準(平成27年告示第91号)第5条に該当するもの及び町長が不相当と認めるもの

(展示場所)

第5条 作品の展示場所は、大河原町役場庁舎1階町民ホール内の壁面とする。

(利用の申込み及び許可)

第6条 ミニギャラリーの利用許可を受けようとする者は、使用とする日の6月前から使用前日までに庁舎町民ミニギャラリー利用申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の利用申込書を申込み順に内容を審査し、その結果を庁舎町民ミニギャラリー利用許可(不許可)書(様式第2号)で利用者に通知するものとする。

(利用時間及び期間)

第7条 ミニギャラリーを利用できる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 ミニギャラリーを利用できる期間は、次の各号に掲げる日を除く連続する10日間までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) その他、町の業務で使用する日
(展示作品等の搬入及び撤去)

第 8 条 利用者は、利用期間初日の午前 8 時 30 分以降に展示作品等を搬入するものとする。撤去については利用期間終了日の午後 5 時までには、展示作品等を撤去しなければならない。
(利用許可の取消し等)

第 9 条 町長は、第 6 条第 2 項の規定により利用許可をした場合であっても、当該利用が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可を取消し、又は利用を中止することができるものとする。

- (1) ミニギャラリーの利用目的に反すると認めたとき
- (2) 町の業務で使用する事となったとき
- (3) 庁舎の管理上、特に必要があると認めたとき

2 前項の規定により、ミニギャラリーの利用の許可を取消し、又は利用の中止をすることによる責めは、町は負わないものとする。
(利用料金)

第 10 条 利用料金については、無料とする。
(損害賠償)

第 11 条 利用者は、ミニギャラリーの利用に際し、善良な利用を行うものとし、故意又は過失により庁舎設備等を損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 展示された作品等が損傷され、又は盗難にあっても町はその責めを負わないものとする。
(庶務)

第 12 条 ミニギャラリーの利用許可等に関する庶務は、企画財政課で行う。
(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、ミニギャラリーの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表

| 名 称 | 項 目 | 規 格 等 |
|-----|--------|-----------------------------|
| パネル | 寸 法 | 縦 1,200mm×横 1,800mm×厚さ 30mm |
| | 材 質 | 白色有孔合板 |
| | 展示可能重量 | 1 枚当たり最大 10 kg程度 |
| | 利用可能数量 | 最大 3 枚 (片面のみ利用可) |

| | | |
|--------|--------|------------------------------------|
| 机 | 寸 法 | 横幅 1,800mm×奥行 450mm×高さ 700mm |
| | 材 質 | メラミン化粧板 |
| | 展示可能重量 | 1 台あたり最大 30 kg程度 |
| | 利用可能数量 | 最大 4 台 |
| ショーケース | 寸 法 | 横幅 2,000mm×奥行 350mm×高さ 1,400mm 4 段 |
| | 材 質 | ガラス |
| | 展示可能重量 | ガラス 1 枚あたり 3 kg程度 |
| | 利用可能数量 | 1 台 |